

記者発表資料	
発表先	石川県政記者クラブ

扱い	配布を持って解禁
----	----------

国土交通省 金沢河川国道事務所  
 石川県 石川土木総合事務所  
 石川県 南加賀土木総合事務所

## 小松海岸でたき火放置！

## 海岸での火気の取り扱いに注意してください！

国土交通省金沢河川国道事務所が管轄する海岸において、平成24年に入り たき火が原因と考えられる火災が多数発生しています。

最近ではGW中の5月1日に小松海岸においてたき火が放置されており、海岸巡視員により消火しましたが、周辺には保安林が広がり、高速道路隣接していることから、大規模な火災による二次被害が発生するおそれもありました。

これから海水浴シーズンが到来し、海岸利用者も増えてくることから、海岸でのバーベキューや花火などの火の不始末による火災の発生を予防するため、海岸管理者である石川県・金沢河川国道事務所から海岸を利用される方に呼びかけるものです。



放置された たき火(この後海岸巡視員により消火)



### 【問い合わせ先】

金沢河川国道事務所 松任海岸出張所長 浮田 (Tel 076-275-0982、FAX 076-275-9258)



能美市吉原釜屋地先での焼却



白山市竹松地先での出火



白山市倉部地先での漁業施設の出火



能美市加賀舞子公園駐車場でなたき火跡

海岸で火を使う時に必ず守っていただきたいこと。

- 1 海岸でのたき火の放置やゴミ焼却は絶対行わないでください。
- 2 バーベキューや花火の後はきちんと水で完全に消火させ、燃えかすは全て持ち帰ってください。
- 3 火を扱っている間は、その場から離れないでください。  
また、消火器や消火用のバケツ等を用意してください。
- 4 子供だけでは火を扱わせない、また、必ず保護者や大人がいるようにしてください。

今後の海岸火災予防の取り組みについて

- 1 海岸巡視時に、たき火について重点的に監視します。
- 2 沿岸各市町内会を対象に、たき火放置禁止の呼びかけチラシを配布します。

【海岸の管理に関する問い合わせ先】

(海岸の管理に関すること)・・・1ページ目の各管轄範囲をご覧ください。

金沢河川国道事務所 松任海岸出張所 (Tel 076-275-0982、FAX 076-275-9258)

石川土木総合事務所 維持管理課 (Tel 076-272-1190、FAX 076-272-1879)

南加賀土木総合事務所 維持管理課 (Tel 0761-21-3330、FAX 0761-21-7080)